

令和6年3月21日

オープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提として見積り依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場所	納期 （履行期間）	見積り依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
13	血清抗体検査	陸上自衛隊 千僧駐屯地	6.4.1～ 6.6.28	6.3.21	6.3.27	6.3.27 10時30分	防衛省競争参加資格C、Dを保有するもの、もしくは保有しないもの 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有しない者であっても、少額随契と同等規模の契約を常時継続的に締結していることを証明できる者、過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者であれば参加可	

4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、単価契約に関する特約条項とする。

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒664-0014

住所 兵庫県伊丹市広畑1-1 契約機関名（担当） 第352会計隊（担当：谷口 ）

電話番号：072-781-0021（内線3346）FAX：072-779-6700

仕様書等に関する事項（担当：井口 内線3333）

見 積 書

件名リスト一連番号

13

見積金額¥ 単価

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額
血清抗体検査	仕様書のとおり	PS	50		
	以下余白				
納入（履行）場所	千僧駐屯地	納 期（履行期間）		6. 4. 1～6. 6. 28	
契約保証金	（免 除）	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 6年 3月 27日

分任契約担当官

陸上自衛隊千僧駐屯地

第352会計隊長 岩村 俊男 殿

住 所
会 社 名
代表者名

印

調達要求番号：4RL81CS0004

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
血清抗体検査	SH-U000020	
	作成	令和5年2月8日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	千僧駐屯地業務隊衛生科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊千僧駐屯地業務隊（以下、官側という。）と請負検査機関（以下、契約相手方という。）間において実施する血清抗体検査の外注（以下、役務という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほかGLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

外注検査、数量、場所、期間などの一般的事項は調達要領指定書又は発注書によって指定する。また、契約相手方は臨床検査技師等に関する法律第3条及び同法第6条に基づく資格を有し、本仕様書とともに関係法令を遵守するものとする。

2.2 検査の内容及び方式

調達要領指定書による。

2.3 検体採取容器

検体採取容器については、官側が用意するものとする。

2.4 検体の受け渡し

検体の採取は官側の計画で実施し、官側において契約相手方に受渡し又は送付する。細部は官側との調整による。

2.5 検査結果の提出

官側より検体を受領後、指定した期日までに官側へ契約相手方指定の結果表にて通知する。

2.6 検査結果の通知先

検査結果の通知要領については、書面又は電子メールにて通知する。（1件1葉）
通知先 調達要領指定書による。

3 品質保証

検査は、契約担当官が定める検査実施要領による。

4 情報保全

契約相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。

5 特記事項

5.1 検体等の亡失及び損傷

施行上の不備による検体等の亡失及び損傷等の事故が生じた場合は、その責を契約相手方が負うものとする。

5.2 回収及び提出時の検査

回収及び提出の際は検査官の検査を受け、不備が生じた場合は、契約相手方の責任のもと再作業をするものとする。

6 その他の指示

6.1 使用器材・機器

役務に必要な器材、機器は契約相手方が準備するものとする。

6.2 送料

送料は契約相手方負担とする。

6.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義が生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

6.4 役務完了

本検査は契約相手側が提出書類を提出した後、検査官の確認をもって完了とする。